

「令和5年度小樽市食品衛生監視指導計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数           | 1人 |
| 2 意見等の件数             | 8件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 3件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方      |    |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	はじめにの食中毒発生状況について、全国と北海道、小樽市それぞれで、各原因別の発生件数を表にまとめて比較できるようにした方が良いと思いました。そうすることで、特に小樽市で注意しなければならない食中毒が分かりやすくなると思います。	「はじめに」の「食中毒発生状況」において、全国における食中毒の発生状況と北海道及び小樽市の発生状況が同様であることをお示しております。
2	食品衛生法の改正におけるHACCPの説明に少し違和感を持ちました。HACCPは重要な工程の継続監視が主目的ではなかったように思うのですが。HACCPとは、抜き取り等による最終製品のみを検査で品質管理するものではなく、各工程で、それぞれの工程に入って来であろう細菌等の理論数を目的の数まで減少させる理論的条件で確実に運転することで、原材料中の細菌等の数を把握さえすれば最終的に細菌等の数を目標値内に抑えられる手法と習った気がするのですが。	HACCPとは、2ページの注釈のとおり、各工程において発生し得る危害を事前に洗い出す危害分析を行い、特に重要な工程についてどのように管理するかを決め、継続的に監視・記録することで未然に危害の発生を防止するための衛生管理の手法です。 発生し得る危害とは、食品によって異なり、また、細菌等微生物による生物的危害のみならず、金属異物混入等による物理的危害、消毒剤等混入による化学的危害が想定されますので、細菌等の数を目標値内に抑えるためだけの手法ではありません。
3	令和5年度基本方針で、監視指導が主になるのは理解できますが、100%防止できる保証はないと思います。むしろ、食中毒が発生しても、消費者の被害者数は拡大せず、軽症で、事業者も早期に再開できるような軽度の被害で抑えられるような仕組みを目指すことも含めた方が、万が一でも安心できる、現実的な食中毒対策のように思います。	本計画は、食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止し食品の安全性を確保することを目的として、監視指導を効率的かつ効果的に実施するために策定しているものです。食中毒が発生した場合の対応については、12ページ「VI. 食中毒等健康被害発生時の対応について」にお示しております。
4	細かいことで、修正の必要もないように思いますが、IIの2の1)から5)の表題が統一されていないのが、やや気になりました。○○との連携か、○○に関する連携に統一した方があまり良く、読みやすいように思いました。その後の図も、各機関と何に関して連携するのか表示して置くと分かりやすいと思います。	御意見のとおり、4ページ「II. 関係機関との連携」の2について、1)、3)及び4)の項目名を修正します。 <b>【関係機関との連携のイメージ図】</b> は、どのような機関と連携するかを図式にまとめたものです。各機関との連携内容は多岐にわたることから、IIの2にお示しております。 <b>【修正箇所】</b> 4ページIIの2の1)、3)及び4)の項目名の修正
5	また細かいことですが、IIIの1の表中の※3がおかしいように思いました。3420は旧法と新法の営業施設数の合計数と一致するのに、そこに※3が付されることで、3420とは旧法と新法の営業施設数とそれら以外も含めた数のような説明文になっているように感じるのですが。	御意見のとおり、6ページ「III. 監視指導対象施設及び監視予定数」の1の表中の注釈3について、文言を修正します。 <b>【修正箇所】</b> 6ページIIIの1の表中、※3の文言の修正

1	<p>はじめにの食中毒発生状況について、全国と北海道、小樽市それぞれで、各原因別の発生件数を表にまとめて比較できるようにした方が良かったと思います。そうすることで、特に小樽市で注意しなければならない食中毒が分かりやすくなると思います。</p>	<p>「はじめに」の「食中毒発生状況」において、全国における食中毒の発生状況と北海道及び小樽市の発生状況が同様であることをお示しております。</p>
6	<p>Ⅲの2の表で、実施予定月は色付きの方なのか無色の方なのか、一瞬考えました。少し表示を工夫した方が良くように思います。同時に、食中毒多発月も表で分かると、実施の有効性が分かりやすく、実施する月がいい加減に決められたものでないと分かり納得しやすいと思います。</p>	<p>御意見のとおり、表中の表示を修正します。食中毒が発生しやすい時期や対象施設への監視指導時期の詳細については、7ページ「Ⅳ. 監視指導の実施内容」にお示しております。</p> <p><b>【修正箇所】</b> 6ページⅢの2の表中、塗りつぶし部分に「○」を追加</p>
7	<p>Ⅳの2の1)、有毒植物による食中毒は、有毒植物との見分けが難しい場合がありますので、持ち込み鑑定等のサービスも設けた方が混入防止に有効かと思いました。</p>	<p>保健所では、市民の方が持ち込む野草やきのこなどの簡易な鑑定を常時実施しております。</p>
8	<p>基本方針でも触れましたが、ⅤとⅥで問題があった場合、悪意が無かった場合は、早期の再開ができるような支援等も設定すると、事業者もより精力時に進んで小樽市の食中毒防止に協力すると思います。あと、風評の発生も注意しないとならないように思い、そのために被害者への救済もあった方が良くと思います。</p>	<p>悪意の有無にかかわらず、食品衛生法違反が発見された場合は、違反内容や違反食品の流通状況、被害発生等の規模を考慮し、必要な行政処分を行います。事業の再開については、事業者への衛生教育を実施し、事業者からの改善報告を受け、再開を判断しております。</p>